

京都市告示第 49 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金  
収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成22年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市学校歴史博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(学校歴史博物館事業課)